

著作権者とは「著作権を有する人」のことですが、「誰が著作権者なのか？」について考えると、答えに詰まってしまうことはないでしょうか。また、著作権が共有となっている場合の取り扱いも重要なポイントです。

そこで今回は、著作権者と著作権の共有について説明します。



なかがわ

過去の記事に戻って復習してみよう。

な) Season-1 のVol. 1 (2009年7月号) で職務著作について勉強したのを覚えているかな？

ち) モチロン！ 就業時間内に雇用者が創作した創作物のことだったよね。

な) そう。今回は「誰が著作権者になるのか」、また、著作権者が複数いる場合の権利関係を勉強しよう。

ち) いわれてみれば、そのへんは曖昧だったなあ……。 **チヨッキー**

むむ、今回も奥が深そうだな……。 **チヨッキー**



1. 著作者は誰か、そして著作権者は誰か

な) まずはおさらいだよ。著作者とはどんな人のことを指すか分かるかな？

ち) 著作物を創作した自然人。職務著作の場合は使用者である法人だね。

な) ほぼ正解。でも、職務著作は「使用者」が著作者になるという規定だから、使用者が自然人というケースも考えられるよね。職務著作の場合は、「法人を含む使用者」というのが正確なんだ。条文を確認しよう。

条文

著作者の定義

2条1項2号 著作者 著作物を創作する者をいう。

職務上作成する著作物の著作者

15条 法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。

ち) ホントだ！ 「法人等」って書いてある。この2者のほかに著作者になる可能性のある人っていないんだっけ？

な) いません（キッパリ）。映画の著作者について著作権法16条で規定しているけど、確認規定だからね。この2つの可能性だけを考えればいいんだ。

ち) ふーん、著作者ってわりとシンプルに決定されるんだね。

な) 以前、勉強したように、職務著作の判断は少しややこしいけどね。でも、著作者には「創作者」か「職務著作における使用者」の2種類しかないと考えればシンプルでしょ？ では次に、著作権者には誰がなるかな？

本稿は許可なく複製し、公衆伝達をしていただいて構いません。

<http://www.hanketsu.jiii.or.jp/kaiin/>

「等」っていうのは見落としていたヨ！



チ) まずは、著作者が著作権を有するわけだから、著作者だよ。……あとは、Season-2のVol. 1 (2010年1月号)にあったように、著作権の譲渡を受けた人も著作権者になるよね。

な) ご名答。チョッキー、好調だね！ これも条文を確認しておこう。

条文

著作者の権利

17条1項 著作者は、次条第1項、第19条第1項及び第20条第1項に規定する権利(以下「著作者人格権」という。)並びに第21条から第28条までに規定する権利(以下「著作権」という。)を享有する。

著作権の譲渡

61条1項 著作権は、その全部又は一部を譲渡することができる。

な) さて、著作権者の場合は、法律上、自動的に著作権者になると規定されている人がいるんだよ。それは映画の製作者なんだ。権利を映画の製作者に集約する必要があるというのがその理由だよ^{※1}。

条文

映画の著作物の著作権の帰属

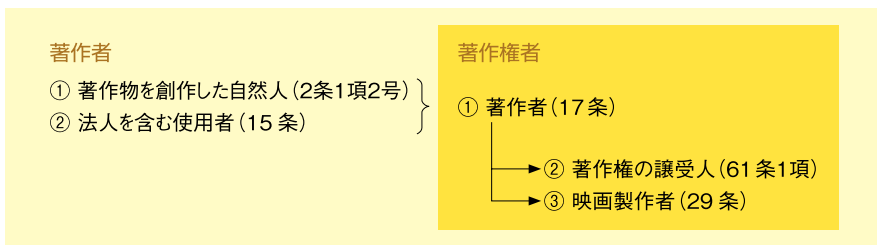
29条1項 映画の著作物(第15条第1項、次項又は第3項の規定の適用を受けるものを除く。)の著作権は、その著作者が映画製作者に対し当該映画の著作物の製作に参加することを約束しているときは、当該映画製作者に帰属する。

チ) ん？ “15条と29条2項、3項の著作物を除く”と書いてあるね。15条ってさっき復習した職務著作のことだよな？

な) そう。職務著作の場合は、そもそも著作権を移転しなくても、使用者である映画製作者が著作者になるからね。

チ) ああ、そうか。29条の2項、3項についてはどうなの？

な) 放送事業者と有線放送事業者が作る映画、つまりテレビドラマ等がこれに当たるけど、その著作権については、一部しか放送事業者や有線放送事業者に移転しないことをいっているんだよ。あとで説明するので、なんとなく覚えておいて。では、ここで著作者と著作権者について整理しよう。



※1)「本項の立法趣旨は、第1に、従来から、映画の著作物の利用に関しては、映画製作者と著作者との間の契約によって、映画製作者の権利行使に委ねられている実態があったということ、第2に、映画製作の目的・態様という点から考えましても、映画製作者が巨額の製作費を投入し、企業活動として製作し公表する特殊な性格の著作物であること、第3に、映画には著作者の地位に立ち得る多数の関与者が存在し、それら全てに著作権行使を認めることとすると映画の円滑な市場流通を阻害することになること、などの理由から、劇場用映画を中心とした通常の映画については、映画製作者へ著作権を与えることがもっとも適当と考えたわけでありまして、社会的にも、十分容認されるところでありましよう。」(加戸守行『著作権法逐条講義(五訂新版)』(著作権情報センター) p.216)



2. 共有の著作権

な) 著作物を共同で制作したり、著作権の一部を譲り受けたりして、著作権が共有になる場合があるよね。その場合の規定をみていこう。

チ) あれ？ 確か特許法にも共有の規定があったよね。

な)お、よく気がついたね。じゃあ、特許権の共有の規定を調べてみてくれる？

ち)キーワード「共有」で特許法を検索すると……73条の2項と3項にあるね。

条文

共有に係る特許権

特許法73条2項 特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。

特許法73条3項 特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その特許権について専用実施権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができない。

検索だったら
任せてヨ!



な)そうだね。次に、著作権法の共有の規定を調べてくれるかな？

ち)ラジャー。……はい、見つけた！ これかな？

条文

共有著作権の行使

65条2項 共有著作権は、その共有者全員の合意によらなければ、行使することができない。

な)うん、その規定で正解。両方を比べてみて、その違いが分かる？

ち)特許発明を自分自身が実施する場合、特許法では他の共有者の同意が不要で勝手に実施できるけど、著作権法では他の共有者の合意が必要ってことだね。でも、他人への実施許諾の場合は、いずれも他の共有者の合意が必要ってこと……かな。

な)そうなんだ。微妙に違うでしょ？ そもそも、両法のベースとなる民法では、共有の所有権について、次のように規定しているんだよ。

条文

共有物の使用

民法249条 各共有者は、共有物の全部について、その持分に応じた使用をすることができる。

共有物の管理

民法252条 共有物の管理に関する事項は、(中略)各共有者の持分の価格に従い、その過半数で決する。ただし、保存行為は、各共有者がすることができる。

ち)うわ～、難しい！ もうちょっと簡単に説明してヨ～。

な)自分で使用する場合は、その持分に依りて使用できるということ。そして他人に許諾する場合は、持分による多数決で決めるということだね^{※2}。

ち)この民法の原則は、特許法とも著作権法とも違うね。でも、なぜ著作権法や特許法は民法と異なる規定にしたのかなあ。

な)規定の対象が同時使用可能な無体財産とそれができない実体物だからね。

ち)なるほど～。あと不思議なのは、共有者自身の使用について、著作権法と特許法では正反対のルールになっているよね。



※2) 1艘^{そう}のヨットをA、B、Cが均等に33.3%ずつの持分で所有していた場合、それぞれは例えば、1カ月交代で年4カ月利用できるというのが、共有物の使用規定(民法249条)。そして、AがそのヨットをXにレンタルしたいと言いだした場合は、A、B、Cの多数決で決定するというのが共有物の管理規定(民法252条)である。

な)特許法の目的は「発明の保護及び利用を図り、産業の発達に寄与すること」(特許法1条)であるのに対して、著作権法の目的は「文化的所産の公正な利用に留意しつつ、文化の発展に寄与すること」(著作権法1条)だからね。この法目的の違いがその理由だと思うよ。

チ)つまり、特許法は特許発明の利用が促進されるように、それが実施されやすい方向で規定したってこと？

な)そのとおり。それに対して著作権法は、公表など「ココロの問題」もあるから、全員一致でなければ利用されない方向で規定したということだね。じゃあ、訴訟についての規定も紹介しておくよ。

条文

共同著作物等の権利侵害

117条1項 共同著作物の各著作者又は各著作権者は、他の著作者又は他の著作権者の同意を得ないで、第112条の規定による請求^{※3}又はその著作権の侵害に係る自己の持分に対する損害の賠償の請求若しくは自己の持分に応じた不当利得の返還の請求をすることができる。

117条2項 前項の規定は、共有に係る著作権又は著作隣接権の侵害について準用する。

※3) 著作権法112条は差止請求権を規定する。

※4) 民法252条ただし書きにいう保存行為には差止請求を含む。上記理由により、特許法でも民法の原則に従って単独請求はできると考えていい。

※5) それぞれの共有者が有する。持分に基づいて可能である。「その損害賠償を求める場合には、右共有者がそれぞれその共有持分の割合に応じてこれをなすべきものであり、右共有持分の割合をこえて請求をすることは許されない」との判例がある(最判S41.3.3、昭和39(オ)1179)。

※6) 「損害賠償請求権の対象は金銭債権であり、各共有者が自己の持分に対する損害賠償できるのは当然であるが、念のために規定したものである。」(中山信弘『著作権法』(有斐閣) p.502)

チ)著作権に基づく損害賠償請求は、各共有者単独で行うことが可能なんだね。

な)そうなんだ。最後に各法律の共有規定を表でまとめておこう。

共有関係における単独の権利行使

	自分自身の使用	他人への使用許諾	訴訟	
			差止め	損害賠償
民法	持分に応じて使用可(民§249)	持分による多数決(民§252)	可 ^{※4}	持分に応じて可 ^{※5}
特許法	共有者の同意は不要(特§73Ⅱ)	共有者の同意が必要(特§73Ⅲ)	可 ^{※4}	持分に応じて可 ^{※5}
著作権法	共有者の合意が必要(著§65Ⅱ)	共有者の合意が必要(同左)	可 (著§117Ⅱ)	持分に応じて可(著§117Ⅱ) ^{※6}

チ)今回は民法も入ったので、ちょっと難しかったなあ。

な)お疲れさま。各法律でルールが異なることに注意してね！

次回は……

暮らしのなかの著作権について学習します。



今月のクイズです。
次の電気製品のなかで、著作権の直接侵害に使われる可能性があるものを選びなさい。

テレビ/ビデオ/ラジオ
CDプレーヤー/ラジカセ/パソコン



え〜！ どれもソレっぽいなあ……。

※解答は p.64



筆者：中川裕幸

中川国際特許事務所 所長・弁理士
〒105-0001
東京都港区虎ノ門3-7-8
ランディック第2虎ノ門ビル5階
Tel : 03-5472-2900



Illustrated by K. Sasaki
URL : <http://www.ks-df.com/>
E-mail : ksdesign55@hotmail.co.jp